

公益財団法人岡山県スポーツ協会 総合型地域スポーツクラブ 県公認クラブ認定規程

（総則）

第1条 本規程は、公益財団法人岡山県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ岡山協議会基本規程第5条に基づき、公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が認定する公認規程に関することについて定める。

（目的）

第2条 この規程は、総合型地域スポーツクラブ（以下、「総合型クラブ」という。）を公認し、その事業を支援することで育成を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ岡山協議会（以下、「岡山協議会」という。）への加入を促進し、公共性の高く持続可能な「社会の仕組み」として地域社会への定着を促すことを目的とする。

（公認認定の要件）

第3条 公認認定可能と判断する要件は、次のとおりとする。

- （1）岡山県内を活動拠点としていること
- （2）多種目、多世代のスポーツ活動を、指導者を適正に配置し、年間を通じて定期的に実施していること。
- （3）規約、年間事業計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- （4）総合型クラブ設立総会を行っていること。 ※新規に創設した総合型クラブのみ
- （5）事務局を設置し、総合型クラブの運営に関する事務を行う事務局員を配置していること。
- （6）会員から運営に必要な会費を原則徴収していること。
- （7）総合型地域スポーツクラブ全国協議会に未加盟であること。

（公認申請）

第4条 前条に定める要件を具備した総合型クラブが公認を申請する場合には、岡山県総合型地域スポーツクラブ公認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

〔様式第1号〕

- ①基礎情報書類（総合型クラブ概要等）
- ②規約・会則・定款等 ※前回提出以降、変更がある場合のみ
- ③役員名簿 ※前回提出以降、変更がある場合のみ
- ④総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
- ⑤設立趣意書その他設立総会の開催に係る資料 ※新規に創設した総合型クラブのみ提出
- ⑥前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める書類

（公認認定）

第5条 本会会長は、前条の規定により公認の申請があったときには、書類の審査を行い、公認の可否について決定するものとする。

2 第1項の規定により、書類審査を行った後、本会会長名により発行される公認認定証を、該当する総合型クラブへ配布する。

（有効期限）

第6条 公認認定の有効期間は、毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

（公認更新審査）

第7条 公認認定は、年度ごとにこれを更新する。

2 更新を希望する総合型クラブは、第4条に定める書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

（権利）

第8条 県公認クラブは、次の権利を有する。

- （1）本会が主催する事業（研修事業・助成金事業等）に参画することができる。ただし、当該事業の要項等により 制限がある場合は除く。
- （2）岡山協議会が主催する事業（交流事業・育成事業等）に参画することができる。ただし、当該事業の要

項等により制限がある場合は除く。

(3) 岡山協議会へ加入することができる。

(遵守事項)

第9条 県公認クラブは適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 意思決定機関の議決により整備された、規約・会則・定款等（以下、「規約等」という。）に基づいて運営すること。
- (2) 事業計画・予算、事業報告・決算を意思決定機関で議決すること。
- (3) 公認認定審査手続きにおいて、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- (4) 関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規定等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- (5) 暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (6) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- (7) 役員等の関係者に本会倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。
- (8) 具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「公益財団法人岡山県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に則り、諸規程及び体制等を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

(認定料)

第10条 本会は、第5条に定める公認認定を行った総合型クラブから認定料を受領するものとする。

2 前項に定める認定料は3,000円とする。

(処分)

第11条 本会は、県公認クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下、「違反行為」という。）の疑いがあるときは、本会が定める倫理規程に基づき対応を行うものとする。

2 前項の対応を行った結果、当該クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合は、別に定める処分基準に基づき当該クラブを処分するものとする。

(個人情報の扱い)

第12条 本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱については、本会の個人情報保護方針を適用することとする。

(改定)

第13条 本規程は、本会生涯スポーツ推進委員会の議決により変更することができる。

附則（令和4年1月7日）

1 本規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年9月22日）

1 令和4年9月22日に第6条を改定。この改定は、令和4年10月1日から施行する。

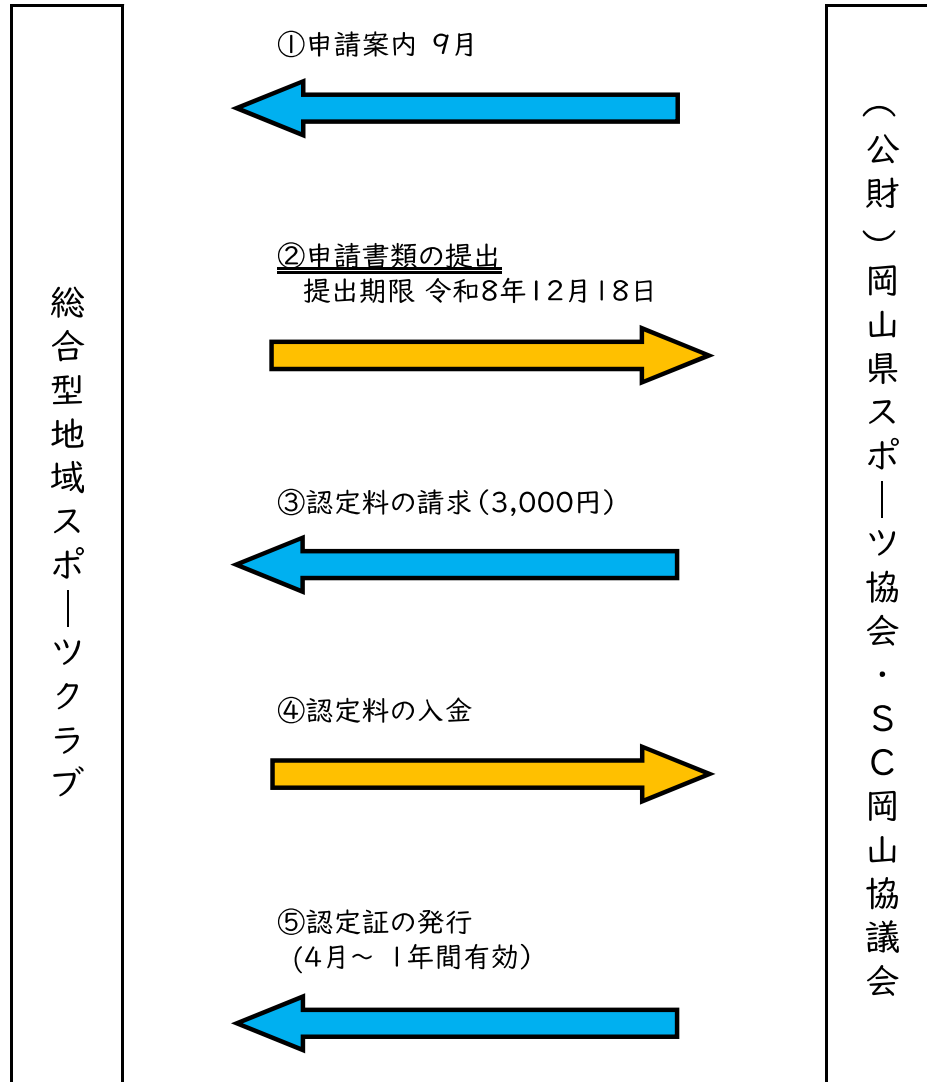
2 令和4年度の登録審査（令和4年11月1日登録認定分）にかかる登録クラブについては、第6条の有効期間を令和4年11月1日から令和5年10月31日までの1年間とする。なお、公認クラブの希望により、有効期間を令和6年3月31日まで延長することができ、この場合、延長した期間（令和5年11月1日～令和6年3月31日）にかかる認定料（第10条）は、800円とする。

附則（令和8年6月30日）

1 本規程は、令和8年6月30日に改定し、令和8年9月1日から施行する。

県公認クラブ手続きのフローチャート

*岡山県スポーツ協会県公認クラブに申請する方法・流れは、次のとおりです。
なお、岡山県スポーツ協会県公認クラブは助成金等の対象クラブとなっております。



〈②申請書類について〉

☆岡山県総合型地域スポーツクラブ公認申請書 < 様式第1号 >

- ・【必須】基礎情報書類(総合型クラブ概要等) < 申請書類① >
- ・規約・会則・定款等 < 申請書類② > (認定初年度のみ 以後、変更があった場合に提出)
- ・役員名簿 < 申請書類③ > (認定初年度のみ 以後、変更があった場合に提出)
- ・【必須】総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 < 申請書類④ >
- ・設立趣意書・その他設立総会の開催に係る資料 < 申請書類⑤ > (新規創設クラブのみ提出)

データ送付先メール: sc-okayama@okayama-taikyo.or.jp